

第 24 回太宰府市まちづくり市民会議幹事会

平成 25 年 4 月 17 日 (水) 19:00～

於 市役所 4 階 403 会議室

出席者：原田・大藤・中島・大森・笠利・古賀・平嶋・船越・前田・御笹・山崎

欠席者：

1. 開会 (19時～)

2. ニュースの確認 (19時05分～)

3. 今後のスケジュール (19時15分～)

4. 第16回市民会議について (20時00分)

5. その他

次回幹事会 平成25年 月 日 () 19時～ 会議室

良いところ、気になるところ

	1 班	2 班	3 班	大人
良いところ	<ul style="list-style-type: none"> ・高校が極端じゃないところ (学力) ・バスや電車でたいいてい移動できる! ・高齢者を大事にした町づくりがある (バリアフリーなど) ・ジュニアがあるところ ・人が優しい ・公園がとても整備されている! ・犬のフンの放置率が低い! ・緑いっぱい。田んぼ、森、林がある ・自然が多い ・太宰府天満宮 ・歴史が深い ・観光名所がある! ・歴史があつて知名度がとても高い! 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通の発達 ・交通 (学校の進学便利) ・青少年の健全育成 (少年の船、Jr など) ・たくさんの歴史がある ・歴史 ・自然豊かな所 ・宝満山、四王子 ・宝満山 ・千人灯明 ・祭り (鬼すべ) ・勤労者体育館 ・いきいき情報センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅がある ・交通の便が良い ・河川が多い ・川が近いのでよく人が遊んでいる ・歴史が深い ・たいこ橋の色 ・散歩していて楽しい! ・歴史がある ・みんなフレンドリー ・地域同士のつながりがしっかりとある ・知られている名前! メジャー ・景観が良い! ・自然が多い (川、山) ・緑が多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡市への交通便がいい ・大きすぎず自治しやすい ・緑が多い ・自然が豊かである ・自然が近い (多い) ・生活環境がよい ・夜空が美しい ・知名度が高い ・歴史がある ・歴史景観のまち ・史跡観光地がある ・内山、北谷地域 ・国博、天満宮がある。知名度の高さ
気になるところ	<ul style="list-style-type: none"> ・学力低下 ・水道代高い ・電灯少ない ・歩道が狭い所がある! ・国語系の大学がない! ・歩道と車道の段差があつて、自転車に乗りにくい! ・自転車の放置が少し多いかも? ・JR の駅が少ない ・治安が悪い (性犯罪とか) ・公衆電話が少ない ・ポイ捨てが多い ・自販機が少ない ・猿とかでてびっくり ・雨やどりする場所がほしい ・公園の近くで車がビュービュースピードを出して危ない! ・公園で遊ぶ子が少ない ・バス数少ない 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設少ない ・福祉施設が少ない (保育園) ・福祉施設 (入る時のお金が高い) ・太宰府市ホームページのデザインが微妙 ・中学校給食がない ・ゆるキャラがない (公式) ・二日市~朱雀4丁目外灯少ない ・学校の設備 (こわれている古い) 太中 ・学校の設備 (トイレが古い) 太中 ・みかさ川に洗剤が流れていて遊べる川でない ・道路の整備 ・外灯がない、道が暗い (連歌屋1丁目) ・観世キャンプ場付近の野生動物の出没 	<ul style="list-style-type: none"> ・政庁跡から学業院中学校までの道が不便 ・お正月、天満宮の周辺交通ラッシュ ・交通網が不便 ・山の中にゴミ放置 ・川の氾濫とか土砂くずれ等もう少し対策を! ・植込みのすみなどにゴミを隠すように捨ててある ・車道と歩道の区別がついていない (白線が消えているため) ・障害を持ったかたへの対応策が少ない ・ゴミのポイ捨てが多い ・いきいき以外で勉強をする場所がない ・デパートがない ・ゴミの分別がゆるい ・若い世代が少ない ・お金がない ・道がデコボコ (人があまりいない) 	<ul style="list-style-type: none"> ・少子化 ・高齢化 ・少子高齢化 ・市の収入源が少ない ・都市としての中心がない ・防災の取り組みが弱い ・文化、スポーツを高める施策が弱い ・史跡が活かされていない ・市の方針が伝わらない ・行政の情報公開が十分でない ・遊べるキレイな川がない ・商店街の空き店舗 ・学園都市と云われながら書店 (本屋) がない ・季節により天満宮があるため交通渋滞が起きる ・道路が整備されていない ・交通渋滞 (3)

将来どんなまちに？(10年後も、太宰府市に住み続けるには？)

(○住み続けたい！ △どうかな？)

【緑、福祉】 △住宅地の緑がふえて、道路の段差がなくなっていったら住みたいな

【安全安心】 ○交番に人が居てほしい

【生活の利便性】 ○まほろば号の本数が増えたら

△物価安くなったらすむ。あとは学校による

【就学・就職】 △学校（職場）が希望の地区にとどまれるなら

【商業】 ○もう少しスーパーなどが増えていたら

△近い場所にデパートがあればいい（2）

【活性化】 △TVスタジオや録音施設、芸能プロダクションがあつたら住みたい

△AKB48 みたいなグループがほしい

△スタジオがあれば

【その他】 △全市民のことを考えた都市（子供から大人、障害者に対しても）になっていたら

△子供が多くなっておけば

「My Dream」私が市長になったら…

太宰府市は・・・・・・・・です。

- ・とても自然豊かで歴史のある素晴らしい所（1班）
- ・思い出がつまったふるさとであり、大切にしていきたい所（1班）
- ・イベントのときみんなが協力できて、1つのことを成しとげられる所が好き（1班）
- ・レジャー施設などの商業施設を増やし、お年寄りや赤ちゃんが共存できるように福祉の面を充実させて、市民の不安や不満を取り除けるように市民の声を反映させる町づくりを推進していきたい（2班）
- ・全市民のことを考えた都市にする（3班）
- ・子どもを育てやすい環境をつくる（3班）
- ・ポイ捨てを無くす（3班）
- ・歴史と文化のまち天満宮、九州国立博物館で多くの観光客が集まるまち（大人）
- ・自然も多く住みやすいまち（大人）

だから、私は将来・・・・・・・・を目指します。

- ・お年寄りが生き生きとしていて、生活しやすい所にしたい（1班）
- ・これからも、ボランティア活動を積極的にしたい（1班）
- ・思い出を忘れず、新しい思い出もつくっていけるようにしたい（1班）
- ・お年寄りとのふれ合いを増やしたい（1班）
- ・イベント以外でも日常的に親交を深めていきたい（1班）
- ・市民が暮らしやすい町づくりをしていくために市民みなさんと地域単位の行事に積極的に参加して、地域を活性化することで太宰府市全体の活性化につなげること（2班）
- ・バリアフリーの施設を整える（3班）
- ・保育園、幼稚園を増やしたり、安全に遊べる遊具を増やす（3班）
- ・積極的に散歩する（学問、仕事優先）（3班）
- ・多くの観光客の弊害は交通問題となっており、交通関連の再検討をします（大人）

市民の定義について

○地方自治法上、「住民」とは

市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。

(第二編 第二章 住民 第 10 条 第 1 項)

→区域内に住所がある者、いわゆる住民票があるものを「住民」とよび、自然人、法人、国籍を問わない。

・市民・区民・町民・住民は多義的な概念で、自治基本条例においてさまざまな意味、定義で使われている。

■自治基本条例における市民の定義（『自治基本条例のつくり方』松下啓一著）

- ①市内に住所を持っている者
- ②市内に居住する者
- ③市内で就業する者
- ④市内で就学する者
- ⑤市内に事務所を有する法人その他の団体
- ⑥市内で活動する法人その他の団体
- ⑦市内で活動する者
- ⑧利害関係を有する人や団体
- ⑨納税者

(例えば)

市民 市内に住む者及び市内で働き、又は学ぶ者をいう。(筑紫野市)

市民 市内に住み、若しくは勤める者又は市内に事務所を有する法人若しくは市内で活動する団体等をいう。(対馬市)

他自治体の自治基本条例比較表（2013.1.9）

条例名	ニセコ町まちづくり基本条例（北海道）	高知市市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例（高知県）	筑紫野市市民自治基本条例（福岡県）	対馬市市民基本条例（長崎県）
定義		<p>（用語）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) まちづくり 住みよいまち、豊かな地域社会をつくるための取組をいう。</p> <p>(2) パートナーシップ 市民等及び市が、対等な立場で協力・連携し、役割や責務を自覚することを通じて築いていく相互の信頼関係をいう。</p> <p>(3) 協働 市民等及び市がパートナーシップに基づき、同一の目的のために役割を分担し、共に協力して活動することをいう。</p> <p>(4) 市民活動 まちづくりに係る活動であって、市民等が自主的に行う営利を目的としない公益性のあるものをいう。ただし、宗教的活動及び政治的活動を除く。</p> <p>(5) NPO(民間非営利団体) 営利を目的とせず、継続的、自発的に社会貢献活動を行う民間団体をいう。</p> <p>(6) 事業者 営利を目的とする事業を行う個人又は法人をいう。</p> <p>※第1条において、「市民、NPO、事業者(以下「市民等」という。)」を定めている。</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市民 市内に住む者及び市内で働き、又は学ぶ者をいう。</p> <p>(2) 事業者等 市内において事業又は活動を行う法人その他の団体をいう。</p> <p>(3) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。</p> <p>(4) 市政 市民が市に負託したところの活動をいう。</p> <p>(5) まちづくり 快適な生活環境の確保、地域社会における安全及び安心を大切に「住みよいまち、住みたいまち、住み続けるまち」を実現するための公共的な活動のすべてをいう。</p> <p>(6) 協働 市民等により構成された組織及び市が、まちづくりに向けて主体性を保ち、特性を生かしながら対等な立場で協力し合って活動することをいう。</p> <p>(7) 参画 市民等がまちづくりの計画及び政策作りの段階から加わることをいう。</p> <p>(8) 市民活動 営利を目的とせず、市民等が自主的に行う地域活動又は社会貢献活動をいう。ただし、宗教又は政治に関する活動を除く。</p> <p>(9) 地域コミュニティ 小学校区域における自治会、町内会その他の地縁団体及びまちづくり、子育て又は防犯等に関する機能団体が、それぞれの特性を生かしながら、様々な地域の課題に取り組み、より安全で安心なまちづくりを目指す地域社会をいう。</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市民 市内に住み、若しくは勤める者又は市内に事務所を有する法人若しくは市内で活動する団体等をいう。</p> <p>(2) 行政 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。</p> <p>(3) まちづくり 市民が安心、安全に暮らし、心豊かに生活できる環境をつくるため、市民、議会及び行政が行う公共的な活動をいう。</p> <p>(4) 市政 まちづくりのうち、議会又は行政が行う活動をいう。</p> <p>(5) 参画 市民が市政及び地域のまちづくりに主体的に関与することをいう。</p> <p>(6) 協働 市民、議会及び行政並びに市民相互が、互いを理解し、対等な立場で、それぞれの責任と社会的役割を踏まえ、共通の目的達成のために共に取組むことをいう。</p> <p>(7) 行政評価 行政が実施している政策、施策又は事務事業について、成果の目安等を用いて有効性、効率性及び必要性を評価することをいう。</p> <p>(8) 個人情報 個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。</p> <p>(9) パブリックコメント 行政が市の基本的な政策等の策定に当たって、広く公に、意見、情報、改善案等を求める手続きをいう。</p>
住民・市民の役割・責務	<p>（まちづくりに参加する権利）</p> <p>第10条 わたしたち町民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参加する権利を有する。</p> <p>2 わたしたち町民は、それぞれの町民が、国籍、民族、年齢、性別、心身の状況、社会的又は経済的環境等の違いによりまちづくりに固有の関心、期待等を有していることに配慮し、まちづくりへの参加についてお互いが平等であることを認識しなければならない。</p> <p>3 町民によるまちづくりの活動は、自主性及び自立性が尊重され、町の不当な関与を受けない。</p> <p>4 わたしたち町民は、まちづくりの活動への参加又は不参加を理由として差別的な扱いを受けない。</p> <p>（満20歳未満の町民のまちづくりに参加する権利）</p> <p>第11条 満20歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する。</p> <p>2 町は前項の権利を保障するため、規則その他の規程により具体的な制度を設けるものとする。</p> <p>（まちづくりにおける町民の責務）</p> <p>第12条 わたしたち町民は、まちづくりの主体であることを認識し、総合的視点に立ち、まちづくりの活動において自らの発言と行動に責任を持たなければならない。</p> <p>（まちづくりに参加する権利の拡充）</p> <p>第13条 わたしたち町民は、まちづくりへの参加が自治を守り、進めるものであることを認識し、その拡充に努めるものとする。</p>	<p>（市民の役割）</p> <p>第8条 市民は、自らがまちづくりの主体であることを自覚し、まちづくりについての理解を深めるとともに、まちづくりへの参加に努めるものとする。</p>	<p>（市民等の権利）</p> <p>第5条 市民等は、一人ひとりの人権が尊重され、安全で安心な生活を営む権利を有する。</p> <p>2 市民等は、市が保有する情報を知る権利を有する。</p> <p>3 市民等は、自己の情報が守られる権利を有する。</p> <p>4 市民等は、まちづくりに参加する権利を有し、そのまちづくりへの参加に当たっては、自主性及び自立性が尊重される。</p> <p>（市民等の責務）</p> <p>第6条 市民等は、まちづくりの主体として互いに尊重しなければならない。</p> <p>2 市民等は、市民の負託に基づき定められた条例及び規則等を遵守しなければならない。</p> <p>3 市民等は、まちづくりに参加するよう努め、自らの発言及び行動に責任を持たなければならない。</p> <p>4 市民等は、次世代によりよい筑紫野市を引き継ぐよう努めなければならない。</p>	<p>（市民の権利）</p> <p>第6条 市民は、市政に参画する権利を有する。</p> <p>2 市民は、市政に関する情報を知る権利を有する。</p> <p>3 市民は、行政サービスを受ける権利を有する。</p> <p>（市民の責務と役割）</p> <p>第7条 市民は、まちづくりの主体であることを認識し、広い視野に立って、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。</p> <p>2 市民は、まちづくりの主体として、地域社会の活性化を図るとともに、市政・まちづくりに積極的に参画し、自らまちづくりに取組まなければならない。</p> <p>3 市民は、市が提供する行政サービスを受けるに当たって、応分の負担を負わなければならない。</p> <p>（青少年及び子どもの育成）</p> <p>第8条 市民、議会及び行政は、青少年及び子どもを人として尊び、社会の一員として、重んずるとともに、安心、安全で健やかに育つ環境づくりに取組まなければならない。</p> <p>2 青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する。</p>

My Dream… 「私が市長になったら」

「私が市長になったら」と仮定し、どんなまちにしたいかを各チームで考え、そのために私たちが何をしなければならないかを言葉にまとめていきました。



太宰府市は……です。

- とても自然豊かで歴史のある素晴らしい所（1班）
- 思い出が詰まったふるさとであり、大切にしていきたい所（1班）
- イベントのときみんなが協力できて、1つのことを成しとげられる所が好き（1班）
- レジャー施設などの商業施設を増やし、お年寄りや赤ちゃんが共存できるように福祉の面を充実させて、市民の不安や不満を取り除けるように市民の声を反映させるまちづくりを推進していきたい（2班）
- 全市民のことを考えた都市にする（3班）
- 子どもを育てやすい環境をつくる（3班）
- ポイ捨てを無くす（3班）
- 歴史と文化のまち天満宮、九州国立博物館で多くの観光客が集まるまち（大人）
- 自然も多く住みやすいまち（大人）

だから、私は将来……を目指します。

- お年寄りが生き生きとしていて、生活しやすい所にしたい（1班）
- これからも、ボランティア活動を積極的にしたい（1班）
- 思い出を忘れず、新しい思い出もつくっていきけるようにしたい（1班）
- お年寄りとのふれ合いを増やしたい（1班）
- イベント以外でも日常的に親交を深めていきたい（1班）
- 市民が暮らしやすいまちづくりをしていくために市民のみなさんと地域単位の行事に積極的に参加して、地域を活性化することで太宰府市全体の活性化につなげる（2班）
- バリアフリーの施設を整える（3班）
- 保育園、幼稚園を増やしたり、安全に遊べる遊具を増やす（3班）
- 積極的に散歩する（学問、仕事優先）（3班）
- 多くの観光客の弊害は交通問題となっており、交通関連の再検討をします（大人）

ジュニアリーダーからの感想（一部抜粋）

- 太宰府についてわかりやすく教えてもらった。
- 太宰府市は学校が多いことを知りびっくりした。
- 太宰府にはため池や公園がたくさんあることを知った。
- 自分の家の周辺でも知らない場所がたくさんあった。
- 太宰府の大きさをしみじみ思い知った。
- これからも機会があれば、ワークショップに参加したい。
- 太宰府にさらに興味がわいた、もっと太宰府のことを知りたい。
- 今回考えたことを、これからやっていきたい。

ジュニアリーダーのみなさん、お疲れ様でした。みなさんの太宰府市民に対する優しい気持ちと、だから私たちはこう考え行動するという主体的な意見を聞いて、私たち大人は頼もしい気分になりました。今回の意見も盛り込んで、条例づくりを進めていきますので、もし興味が出てきたら、下記連絡先までご連絡ください。一緒に太宰府のまちづくりを考えていきましょう。

★お問い合わせ先★ 太宰府市総務部 協働のまち推進課
TEL：092(921)2121 FAX：092(921)1601
<http://www.city.dazaifu.lg.jp/>

太宰府市自治基本条例(仮称)づくり ジュニアリーダーズ交流会 ニュース 特別号

太宰府ジュニアリーダーズに「太宰府の未来」を聞きました



プログラム

- 開会
- 本日のプログラムと参加者紹介
- 太宰府ってどんなところ
- 太宰府の良いところ・気になるところ
- 太宰府は将来どんなまちに？
- My Dream「私が市長になったら」発表
- 閉会

太宰府市における住民自治の基本ルールを定める『自治基本条例(仮称)』づくりの一環で、まちづくり市民会議幹事会が平成 25 年 4 月 13 日(土)にいきいき情報センターで、若者の意見を聞く「太宰府ジュニアリーダーズ交流会」を開催しました。当日は太宰府ジュニアリーダーズクラブ(以下、ジュニアリーダー)から 13 人が参加してくれました。

まず、幹事会原田座長が『自治基本条例(仮称)』づくりについて説明し、ジュニアリーダーたちに「10

年後のまちづくりの主演として、太宰府市をどんなまちにしたいか考えて欲しい」と協力を求めました。それに対し、ジュニアリーダー代表の山内君は「太宰府市のために役立ちたい」と元気に答えてくれました。

最初は太宰府市の白地図から山・川・道路・学校などを探して色塗りをしました。ジュニアリーダーは3チームに分かれ、この作業に熱中し、ワイワイガヤガヤと大盛り上がりでした。次に、太宰府市に関するクイズで頭をひねりました。このクイズで得た知識などを活用して、太宰府の良いところ・気になるところを出し合い、将来どんなまちにしたいか語り合いました。

最後に「私が市長になったら、こんなまちにしたい」という思いを言葉にしました。

ジュニアリーダーたちのしっかりした太宰府の未来像をご覧ください。

太宰府ってどんなところ？

●地図を使って太宰府を知ろう！

太宰府がどんなところかを知る為に、白地図を使って色塗り作業をしました。「緑」が山際・緑地・公園、「青」が河川やため池、「オレンジ」が主な道路、「黒」が鉄道・駅・高速道路、「赤」が学校などを塗り分けました。

地図を塗り終わった後、職員が太宰府の地形的な特徴を説明しました。



それぞれが担当するマーカーを持って「太宰府って山が多い!」「これはなに、道路?川?」と、わいわいがやがや楽しそうでした。

●クイズで太宰府を知ろう!

太宰府がどんなところかをクイズ形式で学びました。第一問は、政庁跡などの史跡地は太宰府市の面積の何%か? 第二問は、観光客が太宰府市で使うお金はいくらか? 第三問は、一日で焼却するごみの量は、太宰府市民一人当たり何グラムか? 第四問は、太宰府市の財政212億の内、借金は何億円か?というものでした。



各チームの答えはユニークで会場の大人たちも一緒に頭をひねりました



■良いところ・気になるところ(1班の模造紙)

太宰府良いところ・気になるところ

自分たちで塗り分けた地図を見ながら、太宰府の良いところ・気になるところを、ポストイットに書き出しました。そして、場所が示せるものは地図に書き込みながら、班の中で伝え合いました。

良いところ
好きなところ
自慢できること

気になるところ
足りないところ
嫌いなところ



太宰府は将来どんなまちに？

将来の太宰府のまちづくりの主役となるジュニアリーダーのみなさんに、「将来、どんなまちになったら住みたいか?」をたずねたところ、「緑が増えて、道路の段差がなくなっていたら住みたい」「全市民(子どもから大人、障がい者など)のことを考えた都市になっていたら住みたい」とい

た意見や、「スーパーや音楽スタジオがあったり、バスの本数が増えたら住みたい」といった利便性が高いまちをイメージしている意見など出されました。

まちづくりワークショップの感想

太宰府ジュニアリーダーズクラブ

代表 山内 達生

- ・深く考えることができて、よかった。これからは、今回考えたことをやっていきたい。
- ・これからも、機会があれば、ワークショップに参加していきたい。
- ・太宰府にさらに興味がわいた、もっと太宰府のことを知りたい。
- ・楽しみながら、できたのでよかった。
- ・太宰府市は学校が多いことを知りびっくりした。
- ・クイズが全然当たらなかった。
- ・太宰府にはため池や公園がたくさんあることを知った。
- ・司会の方が、進行がすごくうまかった。
- ・自分の家の周辺でも知らない場所がたくさんあった。
- ・太宰府についてわかりやすく教えてもらった。
- ・ワークショップがスムーズに進んでよかった。
- ・太宰府の大きさをしみじみ思い知った。
- ・緊張しなかった。

太宰府ジュニアリーダーズクラブの方も貴重な時間を過ごせたようで、またやりたいとの声がたくさんあがりました。また機会があれば、よろしくおねがいします。

1 外国人住民に係る住民票を作成する対象者について

基本的な考え方としては、観光などの短期滞在者等を除いた、適法に3か月を超えて在留する外国人であって住所を有する者について住民票を作成することとしており、次の4つに区分されます。

(1)中長期在留者 (在留カード交付対象者)	我が国に在留資格をもって在留する外国人であって、3月以下の在留期間が決定された者や短期滞在・外交・公用の在留資格が決定された者等以外の者。 改正後の入管法の規定に基づき、上陸許可等在留に係る許可に伴い在留カードが交付されま す。
(2)特別永住者	入管特例法により定められている特別永住者。 改正後の入管特例法の規定に基づき、特別永住者証明書が交付されます。
(3)一時庇護許可者又は仮 滞在許可者	入管法の規定により、船舶等に乗っている外国人が難民の可能性がある場合などの要件を満た すときに一時庇護のための上陸の許可を受けた者(一時庇護許可者)や、不法滞在者が難民認定申 請を行い、一定の要件を満たすときに仮に我が国に滞在することを許可された者(仮滞在許可者)。 当該許可に際して、一時庇護許可書又は仮滞在許可書が交付されます。
(4)出生による経過滞 在者又は国籍喪失による経過 滞 在者	出生又は日本国籍の喪失により我が国に在留することとなった外国人。 入管法の規定により、当該事由が生じた日から60日を限り、在留資格を有することなく在留するこ とができます。

2 外国人住民に係る住民票の記載事項について

外国人住民に係る住民票には、日本人と同様に、氏名、出生の年月日、男女の別、住所等の基本事項に加え、国民健康保険
や国民年金等の被保険者に関する事項が記載されます。
さらに、外国人住民特有の事項として、国籍等に加え、住民票作成対象者の区分に応じそれぞれ次の事項が記載されます。

(1)中長期在留者	・中長期在留者である旨 ・在留カードに記載されている在留資格、在留期間及び在留期間の満了の日並びに在留カードの番 号
(2)特別永住者	・特別永住者である旨 ・特別永住者証明書に記載されている特別永住者証明書の番号
(3)一時庇護許可者又は仮 滞在許可者	・一時庇護許可者又は仮滞在許可者である旨 ・(一時庇護許可書に記載されている)上陸期間又は仮滞在許可書に記載されている仮滞在期間
(4)出生による経過滞 在者又は国籍喪失による経過 滞 在者	・出生による経過滞 在者又は国籍喪失による経過滞 在者である旨

一方、外登法において、在留外国人の公正な管理という観点から登録事項とされていた国籍の属する国における住所又は居
所、出生地、職業、旅券番号等の情報は住民票には記載されません。